

11月11日～17日は「税を考える週間」です

☎本所課税課☎内線259または本所納税課☎内線219へ

◆納付方法

①口座振替

預貯金口座から、納期ごと自動的に振替納付する方法です。希望する方は納付書と通帳、通帳印をお持ちの上、金融機関窓口でお申し込みください。忙しくて納付に行く時間がない方や納め忘れが心配な方には、口座振替をお勧めします。

②コンビニエンスストア等での納付

提携している全国のコンビニエンスストア等（納付書裏面に記載）で納付する方法です。市役所の閉庁日や金融機関等の営業時間外でも納付できます。

納付できる税目は、市・県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。



☎①～④納税課収納管理係、⑤課税課市民税係・諸税係

③窓口での納付

鶴岡市内に支店等がある金融機関（東北地方のゆうちょ銀行〈郵便局〉を含む）や本所納税課、各地域庁舎市民福祉課の窓口で納付する方法です。納付の際は納付書を忘れずにお持ちください。

④ゆうちょ銀行（郵便局）からの払込み

郵便局専用の払込用紙に住所・氏名・収納番号（通知書番号）・税目・納期・金額を記入の上、郵便局から払い込みください（全国の郵便局で払込み可）。払込用紙は本所納税課にあります。

⑤年金からの差引き（年金特徴）

その年の4月1日に65歳以上で年金受給額が年額18万円以上の方は、個人市民税と国民健康保険税が、条件によって年金から差し引かれる場合があります。

◆分割納付

☎納税課納税係

失業や病気等で収入が減り生活に困っている方、災害に遭った方等が、状況に応じて税金を分割して納付できる制度があります。制度の適用には要件がありますので、ご相談ください。



◆延滞金と滞納処分

☎納税課納税係

納付期限までに納められなかった場合、税金に延滞金が加算されます。

平成30年1月1日～12月31日の延滞金は、納付期限の翌日から1か月を経過する日までが年2.6%、それ以後が年8.9%の割合で、納付日までの日数に応じて計算さ

れます。これ以前の延滞金の割合を知りたい場合はお問い合わせください。

また、督促状を発した日から10日を経過しても完納されない場合、不動産や動産（家財等）、預貯金等の財産の差押えや公売を行うことがあります。

事業主・法人の方へ

地方税の電子申告、電子申請・届出には、eLTAX（エルタックス）が便利です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▷個人市民税…各支払報告書、特別徴収に係る関係書類 ▷固定資産税…償却資産申告
▷法人市民税…各種申告書、異動届出書等

平成30年度納税標語最優秀作品

税金で かわる未来と 支える社会

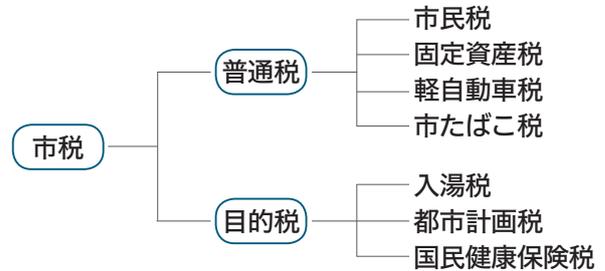
暮らしを支える税

税金には国税・県税・市税があります。ここでは、市の重要な財源である主な市税とその納付方法等について紹介します。

◆市税のあらまし

市税は、安全・安心な生活の維持、健康・福祉の充実、道路等の社会基盤の整備、教育・産業の振興等、皆さんの「健康で豊かな生活」を実現するための、身近な行政サービス・施策の重要な財源になっています。

市税には、右の図のように税目ごとに使い道が特定されている目的税と、特定されていない普通税があります。



◆市民税

個人に課税される個人市民税と、会社等の法人に課税される法人市民税があります

◇個人市民税

☑課税課市民税第一係

1月1日現在、市内に住所がある方で前年に一定の所得があった方と、住所はなくても市内に事務所等を構えている方に、県民税と合わせて課税されます。



税額は、前年の所得額に応じて課税される所得割と、平等に負担してもらう均等割（市民税3,500円・県民税2,500円）の合計額です。

◇法人市民税

☑課税課諸税係

法人市民税には、均等割と法人税割があります。

▷均等割…資本金等の額と従業員数に応じて課税。

年額5万円～300万円

▷法人税割…課税標準となる法人税額の12.1%

◎均等割・法人税割ともに課税される法人…市内に事務所や事業所等を設けている法人、または人格のない社団等で収益事業を営むもの

◎均等割のみ課税される法人…市内に事務所や事業所等はないが寮等がある法人等

◆固定資産税

1月1日現在の土地、家屋、償却資産（事業に使う機械、器具、備品等）の所有者に課税されます

◇土地と家屋

☑課税課土地・家屋評価係

土地と家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えを行う制度が採られています（次回は3年後に実施）。基準年度の評価額は原則として3年間据え置かれますが、地価の下落が認められる場合は、基準年度以外の年度でも評価額を見直します。また、基準年度後に家屋の新築や増築、土地の用途変更等があった場合は、新たに評価を行って評価額を決定します。

なお、土地については、前年に比べ税額が急激に増えないよう負担調整を行っています。そのため、評価額より現在の課税標準額が著しく低い場合は、地価が下がっても税額が増える場合があります。

◇償却資産

☑課税課資産税管理係

固定資産税の償却資産は、土地及び家屋以外の事業用資産のうち、所得税と法人税を計算するための会計方法で減価償却の対象とされる資産です。ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものや、自己所有家屋の改装等に伴う建築設備などの更新等は対象外です。



評価額は、資産の取得価額を基にその資産の経過年数に応じた減価計算を毎年行い決定します。償却資産の所有者は、所得税等の申告とは別に、毎年1月1日の状況を市に申告することとなっています。

◆都市計画税

☑課税課土地・家屋評価係

都市計画法で指定された市街化区域と、市税条例で定められた区域の土地と家屋に課税され、固定資産税と一緒に徴収されます。街路や公園の整備等の都市計画事業や土地区画整理事業に使われています。

◆国民健康保険税

☑課税課諸税係

国民健康保険事業に使われる税金です。医療費の給付等に充てられる医療保険分、後期高齢者医療制度を支える後期高齢者支援金等分、介護サービスに充てられる介護保険分で構成されています。

荘内病院職員採用試験【平成31年4月1日採用予定】

☎荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6341

■募集職種・受験資格

- ▷ 薬剤師（大卒程度）…昭和59年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方
 - ▷ 作業療法士（短大卒程度）…昭和59年4月2日以降に生まれ、作業療法士免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方
 - ▷ 臨床検査技師（短大卒程度）…昭和59年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方
 - ▷ 臨床工学技士（短大卒程度）…昭和59年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方
 - ▷ 看護師〔助産師〕（短大卒程度）…昭和49年4月2日以降に生まれ、看護師免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方
- ※看護師免許と併せ助産師免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方も募集。

■試験日時

12月9日⑩午前10時

■試験会場

同院

■申込み受付

- ▷ 11月1日⑩～22日⑩に、申込書を同院総務課へ（郵送の場合、22日⑩まで必着）
- ▷ 市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

- ▷ 同院総務課及び市役所本所職員課で交付
- ▷ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記した角形2号封筒。折り畳んでもかまいません）、応募職種・連絡先のメモを同封して、同院総務課（〒997 - 8515市内泉町4 - 20）へ
- ▷ 同院HP「職員募集」及び市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます



市政

荘内看護専門学校 看護学生募集（一般入試）

対高校を卒業した方及び来年3月に高校卒業見込みの方、高校卒業と同等以上の学力があると認められた方20人

■修業年数 3年（昼間） ■願書受付 12月17日⑩～来年1月9日⑩午前9時～午後5時（年末年始を除く。9日⑩必着） ■試験日時・科目 1次試験：1月25日⑩午前9時（国語〈古典を除く〉、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ） 2次試験（1次試験合格者のみ）：26日⑩午前9時（小論文、面接） ■試験会場・申同校 ☎22・1919

大山工業団地内に整備 「屋内多目的運動施設整備」市民説明会

日11月13日⑩午後7時 湯朝陽武道館
問スポーツ課 ☎25・8131

身体障がい者友愛訪問事業

在宅身体障害者の方を身体障害者相談員が訪問し、困りごとや要望等の相談に応じます。

日12月15日⑩まで 問本所福祉課 ☎内線130

市長の

一筆入魂

(10)

秋の深まりの中で、猛暑と度重なる大雨に悩まされた今夏を振り返るとき、改めて私たちは自然と共に生きていることに思いが至る。

市内の集落近くにはまで及んだ大雨の被害箇所を調べると、かつては農業用の水路として使われたが管理が行き届かなくなったものや、山の手入れが十分行われなくなったものがその遠因となっているケースに行き着く。洪水調節機能を有する多目的ダムは重要だが、健全な森林、水を受け止める農地が減災にも大きな役割を果たすのだ。

世界的な視点から見れば、私たちはアジアモンスーン気候の中で生きている。巨大な大気と水が循環するこの気候の下で、豊富な水を利用した稲作が発達した一方、常に水害に悩まされてきた。

そこで大事なキーワードが里山である。SATOYAMAとして、今やそのまま世界に発信される概念である。「自然を守ろう」と言うとき、しばしば手付かずの自然が想起されがちだが、日本で唯一の食文化創造都市に暮らす私たちは、生活や生産に密着した農山漁村の田畑、森林や水辺、つまり人の手が加えられた「二次的自然」の重要性を認識する必要がある。

豊かな食文化は、農業などの営みを

加入・脱退の手続きは忘れずにしましょう

知っておきたい国民年金のこと

☎ 鶴岡年金事務所 ☎ 23 - 5040、本所国保年金課 ☎ 内線113 または各地域庁舎市民福祉課へ

◆国民年金制度とは

老後の生活や障害を負ったときなどに備え、国の負担と加入者が納めた保険料によって、国民全体でお互いを支え合う国の制度です

◆加入対象者

国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方

◆加入種別（下表参照）

第1号～3号被保険者

◆20歳になったら加入手続きを

20歳になる方で第2号・第3号被保険者以外の方に、日本年金機構から加入案内が送付されます

◆こんなときは届出が必要です

被保険者区分	変更理由	届出先
第1号被保険者…自営業者、農業・漁業従事者、学生、無職の方等	就職して厚生年金に加入したとき	勤務先
	配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第2号被保険者…会社員、公務員等（厚生年金加入者）	退職したとき	市役所
	退職して配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第3号被保険者…第2号被保険者の扶養となっている配偶者	▷配偶者が退職したとき ▷配偶者の扶養から外れたとき ▷離婚したとき ▷配偶者が65歳になったとき	市役所
	就職して厚生年金に加入したとき	勤務先
	配偶者の勤務先が変わったとき	配偶者の勤務先

◆保険料

月額1万6,340円（平成30年度）

◆保険料の納付方法

第1号被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます。口座振替やクレジットカード納付、前納制度を利用すると納め忘れがなく便利です

◆前納制度の例（申込み期限あり）

◇現金で1年分を一括で納付…3,480円割引

◇口座振替で1年分を一括で納付…4,110円割引

◆保険料の納付が困難な方は

納付が免除または猶予される制度もあります

年金手帳と本人確認書類（免許証等）をお持ちください

◆国民年金にはこんな給付があります

▷**老齢基礎年金** 保険料を納めた期間等の受給資格期間が10年（120月）以上ある方が、原則として65歳から受け取る年金

▷**障害基礎年金** 病気やけがで体に障害が残った場合、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金

▷**遺族基礎年金** 国民年金の被保険者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」で、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金

▷**その他の国民年金独自給付** 寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金 等

鶴岡年金事務所年金相談

◆平日相談 月曜～金曜日

午前8時30分～午後5時15分（月曜日は午後7時まで）

※予約ができます。

◆休日相談 毎月第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※完全予約制です。

◆持ち物 年金手帳、身分証明書、本人以外の場合は委任状と代理人の身分証明書

線113へ
 ◎まで）または本所国保年金課 ☎ 内
 ・6630・2525（来年3月15日
 03・004（IP電話等の方は ☎ 03
 除証明書専用ダイヤル ☎ 0570・0
 閏鶴岡年金事務所 ☎ 23・5040、控
 明書は、来年2月上旬に送付されます。
 今年初めて保険料を納付した方の証
 書を添付してください（10月2日以降
 今年10月1日までの納付額が記載され
 ています。10月2日以降に納付した保
 険料については、申告等の際、領収証
 書を添付してください（10月2日以降
 今年初めて保険料を納付した方の証
 明書は、来年2月上旬に送付されます）。

年末調整や確定申告に向けて 国民年金のお知らせ

▼**年末調整や確定申告のときは** 今年中に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です（過去の保険料や、同一生計家族の保険料を納めた場合も同様）。領収証書や日本年金機構で発行する控除証明書をご準備ください（添付が義務付けられています）。

▼**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について** 11月上旬に、日本年金機構から控除証明書が送付されます。今年10月1日までの納付額が記載されています。10月2日以降に納付した保険料については、申告等の際、領収証書を添付してください（10月2日以降今年初めて保険料を納付した方の証明書は、来年2月上旬に送付されます）。

通じ自然環境に働き掛けて得られる恵みを基盤としている。農業は1年サイクルが基本だが、林業では50年、100年サイクルで収穫、伐採が行われる。在来作物の代表的存在であるかぶは、杉を伐採し、その後、焼畑が行われ付けられる、実に壮大な循環の下でその恵みがもたらされる。短期的な利益にとらわれがちな現代人からすれば、手間暇がかかる里山などの「二次的自然」を維持していくことは容易ではない。9月30日、第20回目となる環境フェアが開催された。来賓として出席された環境省の審議官からは、多くの市民が参加し、地球温暖化などの環境問題を考える取り組みを継続していることにお褒めの言葉を頂戴した。鶴岡市は今年6月、地球温暖化防止対策のための国民運動である「クール・チョイス（「賢い選択）」への賛同を宣言した。この取り組みを契機に環境省から補助金も交付頂いている。

環境問題への取り組みは、何も世界のリーダーだけが進めるものではない。冷暖房の温度調節、LED照明の導入や、公共交通機関の積極利用、ゴミを減らすことなど、私たちの暮らしの中で身近にできることがある。山、平野、河川、海、全ての自然環境がそろった鶴岡だからこそ、人が手を加え続けることによって維持される環境を守ることを含め、「できることから始めよう」。これからも自然と共に生きていくために。

皆川 治

介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替額通知書をお送りします

介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替額通知書（今年1月～11月分）を12月中旬までにお送りします。所得税の確定申告等にご利用ください。なお、年末調整のために納付金額を知りたい方はお問い合わせください。
 岡本所長寿介護課 ☎内線187、本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

子育て・教育



児童に関する各種手当のお知らせ

▼児童手当 ☎中学3年生までの児童を養育している方 ■支給月額 ▼0歳～2歳：1万5、000円 ▼3歳～小学校修了前（第1子・2子）：1万円 ▼同（第3子以降）：1万5、000円 ▼中学生：1万円 ▼所得が一定額を超える場合：5、000円 ■支給日 6月・10月・2月の15日 ■支給期間 児童が15歳に達した年度末まで

▼児童扶養手当 ☎離婚等でひとり親になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合等で児童を養育している方（受給者等の所得で異なり、所得が一定額を超える場合は支給されません） ■支給月額 ▼第1子：4

万2、500円～1万300円 ▼第2子：1万400円～5、020円 ▼第3子以降：6、020円～3、010円 ■支給日 4月・8月・12月の11日 ■支給期間 児童が18歳に達した年度末まで（障害児は20歳に達した月まで）

▼特別児童扶養手当 ☎身体や精神上に重度～中度の障害を持った児童を在宅で養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません） ■支給月額 ▼1級障害：5万1、700円 ▼2級障害：3万4、430円 ■支給日 4月・8月・11月の11日 ■支給期間 児童が20歳に達した月まで

▼共通 岡本所子育て推進課 ☎内線150

「未来へと命を繋ぐ189（いちやん）11月は児童虐待防止推進月間です」

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本の電話で救われる子供がいます。そして、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩になります。虐待かもと思ったら、すぐに連絡・相談してください。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

■困ったときはまず相談を（連絡先）
 ▼子ども家庭支援センター（にここふる） ☎25・2741
 ▼庄内児童相談所 ☎22・0790 ▼児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189



オレンジリボン
 児童虐待防止のシンボル
 子供虐待を防止する
 ためのメッセージです。

税・生活・その他



事業主の皆さんへ個人の市・県民税は特別徴収で納めましょう

個人の市・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に毎月支払う給与から市・県民税を差し引き、従業員に代わって、各従業員が住む市町村に毎月納入する制度です。

地方税法の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある事業主には、原則として従業員の市・県民税を特別徴収する義務があります。「退職した」「不定期雇用である」といった特段の理由がない限り、事業主や従業員の希望で普通徴収（個人で納付）を選ぶことはできません。

▼特別徴収のメリット 従業員は金融機関に向いて納める手間がなくなり、納め忘れの心配もありません。また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。

▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所等は、申請によって、納期を年2回にまとめることができます。

岡本所課税課 ☎内線201

「マナーを守って動物を育てよう」 不幸な猫を増やさないために

家庭での猫はペットとして家族同様に飼育されています。しかし、飼いや

を誤れば、近所トラブルの原因になったり、本来愛されるべき猫を不幸にしてしまったりします。ペットを飼うためには、そのペットの命を預かる責任、ルールやマナーを守る等の責任を持ちましょう。

猫は年に2、3回出産します。生まれてくる子猫を全部、終生飼うことができない、新しい飼い主を探すことができないと分かっている場合は、事前に不妊、去勢手術をしましょう。不幸な命を増やさないために管理することも愛情です。

岡健康課（にこふる） ☎内線362

「忘れてない？サイフにスマホに火の確認」 秋の火災予防運動

11月9日④から15日④までの1週間、住宅防火対策の推進等を重点目標とした秋の火災予防運動を実施します。これからの時期、暖房器具など火を取り扱う機会が多くなります。一人ひとりが火災予防を心掛け、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。

岡消防本部予防課 ☎22・8332

付いていますか？ 住宅用火災警報器

火災による逃げ遅れを防ぐために、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。消防本部管内（本市・三川町）の今年6月1日現在の設置率は80%です。まだ設置していない家庭は、早急に設置してください。

